

令和6年度第4回高田区地域協議会 次 第

日時：令和6年8月19日（月）午後6時30分～

会場：高田城址公園オーレンプラザ 研修室・会議室

1 開会

2 報告事項

- (1) 三郷小学校の南本町小学校への編入統合について

3 自主的な審議

- (1) 正副会長意見交換会の内容について
 - ・地域自治プロジェクトのアンケートへの質問を受付
- (2) これからの高田区地域協議会の活動について
 - ・取り組みたいテーマや地域への想いを希望者が発表
 - ・地域協議会の活性化に向けた検証結果報告書要約

4 事務連絡

5 閉会

令和6年7月24日

上越市長 中川 幹太 様

三郷区地域協議会
会長 保坂 裕子

三郷小学校の廃止について（答申）

令和6年7月16日付け上教総第20359号で諮問のあった、諮問第7号：三郷小学校の廃止について、地域住民の生活に支障はないものと認めます。

上教総第20359号
令和6年7月16日

三郷区地域協議会
会長 保坂裕子様

上越市長 中川幹太
(教育委員会教育総務課)

三郷小学校の廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第7号 三郷小学校の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

〔諮問理由〕

三郷小学校の学習環境の改善に向けて、同校の保護者と意見交換を重ねるとともに、地域住民の意向を把握した上で検討を行った結果、南本町小学校との統合により望ましい学習環境を確保する必要があると判断したことから、三郷小学校の廃止に関し、三郷区の住民の生活に及ぼす影響という観点から意見を求めるもの

別紙

現 況	諮問内容
<p>1 設置 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条の規定に基づき、上越市立小学校を設置する。</p> <p>2 学校の名称及び位置 上越市立三郷小学校（上越市大字長者町442番地1）</p>	<p>1 廃止予定日 令和8年3月31日 （同年4月1日付けで上越市立南本町小学校に編入統合）</p>

※ 学校の状況等については参考資料1のとおり、位置図については参考資料2のとおり

参考資料 1

学校の状況等

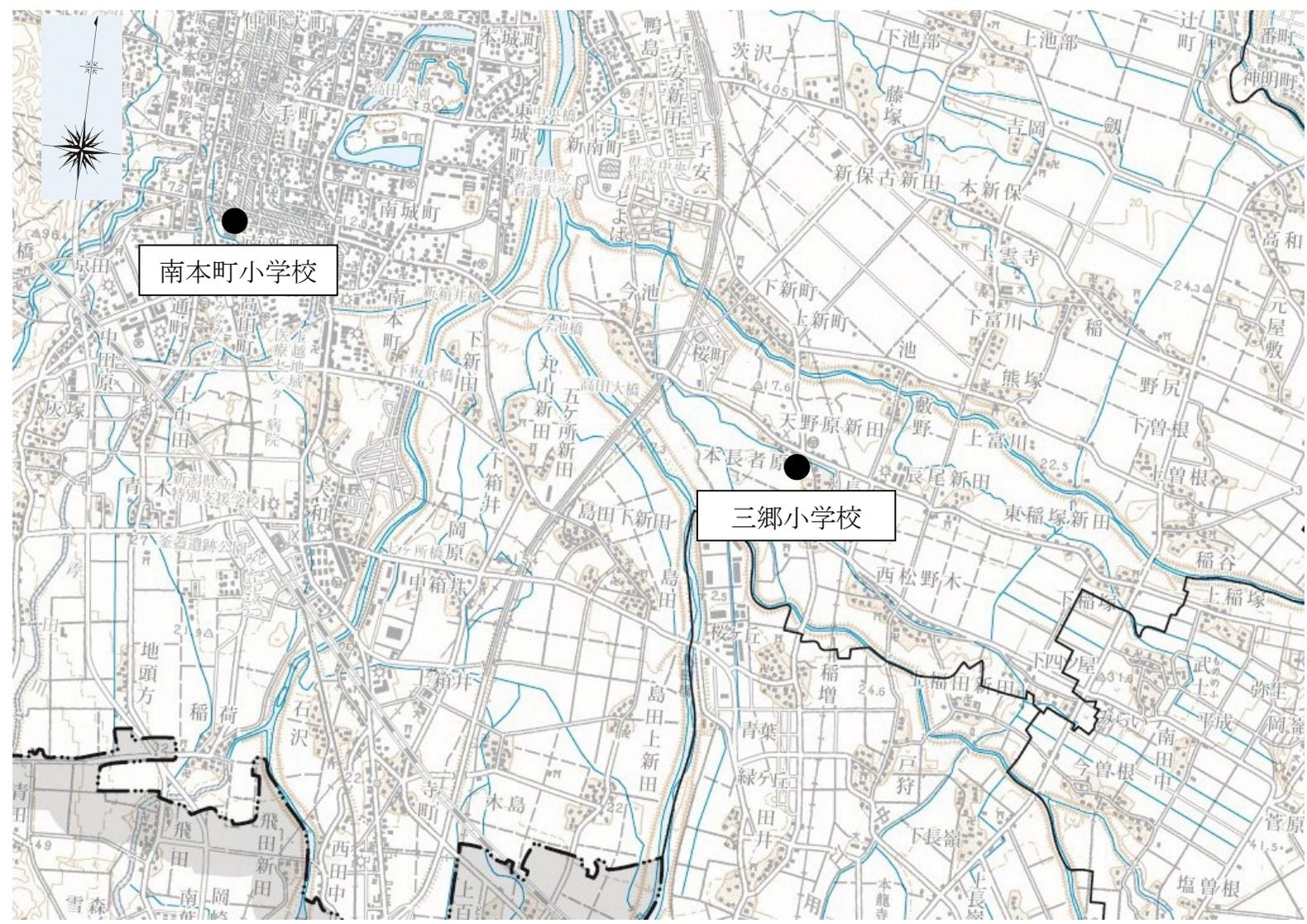
○ 建物の概要

項目	三郷小学校	(参考) 南本町小学校
敷地面積	10,351 m ²	13,575 m ²
校舎棟面積	2,023 m ²	5,077 m ²
体育館面積	951 m ²	1,133 m ²
屋外運動場面積	6,829 m ²	6,238 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造 3階建
建築年月	昭和 59 年(1984 年)6 月	昭和 42 年(1967 年)5 月
改修履歴	※大規模改修等なし	H16～H18 耐震補強工事(校舎) H16～H18 老朽施設改修(校舎) 屋上・外壁・給水 H21 耐震補強工事(体育館) H22 大規模改修(校舎) トイレ H25 大規模改修(校舎・体育館) トイレ H30 大規模改修(校舎) トイレ

○ 児童数の推移(見込み) ※網掛けは複式相当の学級。特別支援学級の児童数を含む人数

学校名	三郷小学校							(参考)南本町小学校							(参考)三郷小学校・南本町小学校の合計						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
令和5年度	3	14	6	14	16	17	70	27	25	42	43	34	39	210	30	39	48	57	50	56	280
令和6年度	4	3	14	6	14	16	57	21	29	23	44	43	34	194	25	32	37	50	57	50	251
令和7年度	6	4	3	14	6	14	47	28	21	29	23	44	43	188	34	25	32	37	50	57	235
令和8年度	3	6	4	3	14	6	36	32	28	21	29	23	44	177	35	34	25	32	37	50	213
令和9年度	4	3	6	4	3	14	34	25	32	28	21	29	23	158	29	35	34	25	32	37	192
令和10年度	3	4	3	6	4	3	23	27	25	32	28	21	29	162	30	29	35	34	25	32	185
令和11年度	5	3	4	3	6	4	25	33	27	25	32	28	21	166	38	30	29	35	34	25	191
令和12年度	10	5	3	4	3	6	31	28	33	27	25	32	28	173	38	38	30	29	35	34	204

学校の位置図



出所：上越市全図

南本町小学校への三郷小学校の編入統合について（お知らせ）



令和6年8月 上越市教育委員会教育総務課

日頃から市の教育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

三郷小学校の統合について、7月開催の三郷区地域協議会で諮問を行い、ご理解をいただきました。

三郷小学校は、令和8年4月1日に南本町小学校へ編入統合します。

今後は、南本町小学校と三郷小学校の交流活動を行うなど、児童や保護者の皆様が安心して統合の日を迎えられるよう両校での準備を行っていきます。

南本町小学校区にお住いの皆様におかれましては、今後も変わらず児童を見守りいただき、ご支援を賜りますようお願いいたします。

南本町小学校と三郷小学校の統合に向けて

(1) 今後の主な予定

令和6年度	9月以降 統合準備	<ul style="list-style-type: none"> ○合同学習及び児童交流活動の計画・実施 ～R7年度 ○統合に向けた準備についての保護者説明会 ○通学方法に関する検討
	1月以降 2～3月	<ul style="list-style-type: none"> ○P T A・後援会に関する協議開始 ○議会への学校条例改正の提案 ⇒ 議決により正式に統合が決定
令和7年度	4月以降 2学期以降	<ul style="list-style-type: none"> ○南本町小学校・三郷小学校保護者説明会（今後の予定について） ○（継続）合同学習及び児童交流活動の実施 通学方法、P T A・後援会に関する協議 ○保護者説明会を実施予定

(2) 通学方法・制服および体操着について

- 通学方法は、保護者等の意見を基に検討し、教育委員会が決定します。
- 制服と体操着は、令和5年12月の南本町小学校保護者説明会でいただいたご意見を参考に、次のとおり移行していくことを三郷小学校保護者説明会でお伝えしました。

- ・制服と体操着は、統合後、2年間の移行期間を設けます。（新1年生は制服着用です）
- ・南本町小児童の卒業時や、買い替え等の際に、寄附していただけるよう、協力を依頼します。
- ・私服は華美にならないよう配慮をお願いします。

[参考] 教育委員会のこれまでの取組

- 令和2年度～ 保護者や地域との意見交換の実施
- 令和5年10月 三郷地区町内会長協議会の意見及びこれまでの取組の経過を踏まえて、「令和8年4月を目標に南本町小学校へ編入統合する」と取組方針を決定
- 令和5年11～12月 南本町小学校区の関係者(保護者、学校運営協議会、地域協議会、南本町小学校区の町内会長)に取組方針を説明
- 令和5年12月 南本町小学校及び三郷小学校で保護者説明会を実施し、統合に関する取組の進捗状況と今後の予定について説明

[参考] 三郷小学校及び南本町小学校の児童数の推移・推計

学校名 学 年	三郷小学校							南本町小学校							三郷小学校・南本町小学校の合計							
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計	
令和6年度	4	3	14	6	14	16	57	21	29	23	44	43	34	194								
令和7年度	6	4	3	14	6	14	47	28	21	29	23	44	43	188								
令和8年度	3	6	4	3	14	6	36	32	28	21	29	23	44	177	35	34	25	32	37	50	213	
令和9年度	4	3	6	4	3	14	34	25	32	28	21	29	23	158	29	35	34	25	32	37	192	
令和10年度	3	4	3	6	4	3	23	27	25	32	28	21	29	162	30	29	35	34	25	32	185	
令和11年度	5	3	4	3	6	4	25	33	27	25	32	28	21	166	38	30	29	35	34	25	191	
令和12年度	10	5	3	4	3	6	31	28	33	27	25	32	28	173	38	38	30	29	35	34	204	

※ 表の色付き部分は、複式学級。

※ 令和6年度の人数は5月1日現在で表記。令和7年度以降の入学者数は、令和6年5月1日現在の住民基本台帳上の人数から推計。(附属小学校、特別支援学校、校区外等へ通学する可能性のある児童を含む人数)。

○地域自治推進プロジェクトの検討状況について

1 これまでの取組状況

(1) 市では、平成 17 年 1 月の合併から 19 年が経過する中、「地域のことは地域で決めて、地域で実行する」地域自治の仕組みの強化を図るため、令和 4 年度に総合事務所やまちづくりセンター、地域政策課等で構成される地域自治推進プロジェクトの取組を開始した。

(2) 本プロジェクトでは、次の 5 項目を検討項目としており、これらの現状や課題を把握するとともに、理想的な姿の考察やこれを実現する具体的な方策など、当市における地域自治に関する様々な検討を進めている。

(本プロジェクトの各検討項目)

- ① 区域の設定の考え方の整理
- ② 地域協議会の役割の整理
- ③ 地域の活動団体の公益的な活動の充実
- ④ 地域自治の活動を活性化する予算の仕組み
- ⑤ 総合事務所・まちづくりセンターの地域との関わり方 等

※ ④の予算の仕組みについては、これまで地域活動支援事業を活用してきた公益性のある取組の継続や運用上の課題に留意しながら、他の検討項目に先行して、令和 5 年度から地域独自の予算事業を実施している。

(3) 令和 5 年度は、地域の団体や地域協議会へのヒアリングを通じて現状を把握するとともに、地域自治区制度を導入した当時の考え方を整理した上で、各検討項目に係る課題を精査し、当市における地域自治の理想的な姿の考察と取組の方向性を検討し、取りまとめた。

2 今後の予定

(1) 令和 6 年度

- ・当市における地域自治の理想的な姿の考察と取組の方向性を基にした、地域の団体との意見交換の実施
- ・地域協議会委員へのアンケート調査の実施
- ・外部有識者からの意見聴取の実施
- ・以上の結果等を踏まえた各検討項目に関する制度・仕組みの在り方や方策案の検討、取りまとめ 等

(2) 令和 7 年度

- ・各検討項目に関する方策案の実現に向けた詳細な制度設計 等

(3) 令和 8 年度以降

- ・市民への周知や条例改正の手続

※ なお、今後の検討・協議の進捗により、取組可能なものから順次実施することも想定している。

○令和 6 年度の取組状況

1 地域自治の理想的な姿等に関するヒアリング及びアンケートについて

(1) 目的

- ・地域自治推進プロジェクトにおいて、令和 6 年度は、各検討項目の制度、仕組みの在り方や方策案の検討、取りまとめを行うこととしている。
- ・このような中、現時点で取りまとめた資料を基に、地域の団体や地域協議会委員の意見等を聞くために実施するもの。
- ・ただし、本資料は地域との意見交換を行いながら整理していくものであり、確定したものではない。

(2) 対象者

	分野	対象者等
ヒアリング	住民組織	・ 13 区 : 13 団体 ・ 合併前上越 15 区 : 12 団体
	町内会（町内会長連絡協議会）	・ 13 区 : 13 連絡協議会 ・ 合併前上越 15 区 : 17 連絡協議会
	地域独自の予算事業関連団体	・ 144 団体（令和 5 年度、6 年度実施団体）
	広域的に活動している団体	・ 小中学校 P T A 連絡協議会 ・ マミーズネット等 5 団体
	その他、必要な団体	・ ヒアリングが必要と考える団体 48 団体
アンケート	地域協議会	604 人（現委員 : 377 人、前期委員 : 227 人）
対象者数計		ヒアリング（団体等） : 252 団体 アンケート（地域協議会委員） : 604 委員

(3) 進捗状況

- ・ 7 月 17 日以降、各区総合事務所及び各まちづくりセンターにおいて、ヒアリング対象団体との日程調整を開始し、順次ヒアリングを実施。
- ・ 地域協議会委員へのアンケートについては、6 月 13 日に実施した市議会総務常任委員会所管事務調査へ報告した内容について、6 月 24 日以降、各事務局から説明を行い、順次、説明を完了した地域協議会の委員や前期委員に対してアンケートを依頼。

2 令和 6 年度のスケジュール 別紙のとおり

2024年8月8日

地域協議会の一層の活性化に向けた検証結果報告書の要約¹

～報告書(2015年1月発行)から協議会の成果・課題に関連する部分を要約～

高田区地域協議会
会長 澁市 徹

1. はじめに

上越市の地域協議会は、2005年1月の大合併の際に、旧13町村に区域ごとに設置され、その後、2009年10月には、旧上越市の15の区域ごとに設置された。その後、地域協議会は、市民の認知度の低迷、委員への応募の不足などいろいろな課題・問題を抱えながら、活動を続けて来た。2012年に至り、「地域協議会の一層の活性化を図るために必要な検証を行う」ために、「上越市地域協議会検証会議」が設置され、2013年7月から、検証作業が進められ、2015年1月に上記の「報告書」としてまとめられた。

検証会議には地域自治に係る専門家が加わり、1年半にわたる検証が進められ、報告書がまとめられた。検討項目は地域協議会の制度上や運営上の課題に加え、都市内分権などの関連する分野の課題を含む総合的なものであり、この報告書に示された提案は有意義であると考えている。そして、市が行っている「地域自治推進プロジェクト」の地域協議会のあり方の検討の素材ともなっていると考えている。

このような事情から、この報告書にある地域協議会のこれまでの成果、制度上・運営上の課題や協議会強化の方向に関する提案は、高田区地域協議会のこれからの活動の方向を検討する際に有用であると考え。そこで、本稿はそれらの有用な提案に焦点を当て、この報告書を要約した。したがって、この要約は、筆者の考えを反映して作成したものである。

2. 地域協議会のこれまでの成果: <大きな成果があった>

- ① 地域協議会は大きな成果を上げてきた。特に自主的審議事項を協議の俎上に乗せ、建設的な意見を提出してきたことは高く評価されるべきである。(報告書 P1)
- ② 協議会の委員は、答申や自主的審議を行うにあたって、内容への理解を深めようと努力しており質の高い議論がなされている。(P2)

3. 制度上の課題:

¹ 報告書は、上越市の HP を参照: <https://www.city.joetsu.niigata.jp/uploaded/attachment/109785>.

＜自主審議をへて提出された意見に対し、市は明確な返答を＞

- ① 自主審議をへて提出された意見に対して、市が明確に返答し、かつ、諮問への答申がいかに政策に反映されているかも、明確に示す必要がある。(P3)

＜全市的な事項についての自主的審議も可能である＞

- ② 全市域に関わる事案のうち、自らの地域自治区にとって重要と考えるものについて、地域にどのような影響があるかを自主的に審議し、市長に意見を提出することを妨げるべきではない。(p4-5)

4. 運営上の課題：＜地域協議会の活性化策や協議会と住民との関係について＞

- ① 地域協議会は、議論と意思決定を担う機関で、地域の活動を担っているのは、行政、町内会、住民組織、市民・住民団体である。このような関係から、地域協議会はこれら諸団体と定期的に意見交換の機会を持つことが望ましい。(p12-13)
- ② 住民の意見を広く取り入れるために、地域協議会自らが地域に出向き、住民の声に直接耳を傾ける出前協議は有効である。(p10-11, p17)
- ③ 地域協議会に対する市民の関心を高めるためには、自主的に選んだ事項について審議し、その結果を地域活性化の働きにつなげることで、地域協議会の知名度や期待度を向上させていくことがカギとなる。(p16-17)
- ④ 「地域協議会の活動に関わりたい」という思いを、「委員に応募する」という行動につなげるためには、応募のハードルがより低くなるような制度設計をすべきである。(p17)
- ⑤ 地域協議会の取り組みやその成果を、広く地域に伝えていくことも重要である。(p17)

5. その他の課題

＜地域協議会の機能を強化するために、自治区固有のビジョンが必要である＞

- ① 地域協議会の議論や意思決定が統一的な基準や優先順位に沿ってなされるためには、自治区に固有の地域ビジョンの作成が必要である。(p24)

＜都市内分権について＞

- ② 自主的審議を通じて良質な議論を重ねてきたことが、地域協議会の今までの重要な成果であり、これからの基本的な役割であり、上越市の地域協議会の特徴である。(p25)
- ③ このような状態が是であるならば、これをさらに発展させる方向で、都市内分権のあり方を考えることが基本となる。(p25)